

枚方市テニス協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、枚方市テニス協会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を公益財団法人 枚方市スポーツ協会内に置く。

公益財団法人 枚方市スポーツ体育協会

〒573-1178 大阪府枚方市渚西 3-26-10

(昌栄工務店ひらかた渚体育館)

(目 的)

第 3 条 本会は、枚方市におけるテニスの普及及び発展を図るとともに、テニスを通じて、相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 各種テニス大会の主催並びに主管、後援

(2) テニスの指導奨励

(3) その他、本会の目的達成に必要な諸事業

第 2 章 組 織

(会 員)

第 5 条 本会に2名以上の登録（以下、「団体登録」という。）を行った団体を会員とする。

(枚方市在住・在職または在学の方が、代表者であることが望ましい。)

2. 1名での登録は、会員となれないが毎年、入会、選手登録をすることにより第4条各号の事業に参加することができる。

(入 会)

第 6 条 本会の定めた様式で団体登録を行うこと。なお、団体登録費用は、無料とする。

2. 入会は、総会及び諸大会開催時に行うことができる。

(選手登録)

第 7 条 会員は、選手登録を行わなければならない。なお、選手登録費用は、選手1名につき、500円とする。ただし、春季及び秋季総合体育大会にのみ参加する者の選手登録費用は、無料とする。

(年 度)

第 8 条 会員は、登録年度において有効とする。毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(除 名)

第 9 条 会員もしくは登録選手で本会の規約に反する行為が認められた場合は、理事会は決議により除名することができる。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 1 0 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長数名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 副理事長数名
- (5) 理事 3 0 名程度
- (6) 監事 2 名以内

2. 本会は、必要に応じ名誉会長 1 名、顧問若干名を置くことができる。

(任 期)

第 1 1 条 役員任期は、1 期 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 役員は、満 7 5 歳を定年とし、改選時に満 7 5 歳を超えている場合は、再任しない。ただし、名誉会長、顧問、**監事**はその限りではない。役員のうち(1)～(4)については、改選時に満 7 0 歳を超えている場合は、役職を解き理事になる。
3. 役員に欠員が生じた場合は、理事会の推薦により、会長が後任に委嘱する。補欠委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 名誉会長は、特に任期を設けない。
5. 顧問は、2 年とする。ただし、理事会の要請があるときは、その限りでない。

(選 任)

第 1 2 条 役員選任及び解任は、総会で行う。

2. 会長は、正副会長会において推挙する。
3. 副会長及び理事長は、会長が理事の中から委嘱する。
4. 副理事長は、会長及び理事長が理事の中から委嘱する。
5. 名誉会長及び顧問については、理事会において推挙する。
6. 監事は、常務理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。

(会長・副会長)

第 1 3 条 会長は、本会を統括代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、事故ある時は、その職務を代行する。

(理事長・副理事長)

第 1 4 条 理事長は、総会で決議された会務及び緊急事項を処理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、事故ある時は、その職務を代行する。

(名誉会長)

第 1 5 条 諸会議に出席し、意見を述べるができる。ただし議決権はない。

(顧 問)

第 1 6 条 会長又は、理事長からの要請がある時は、諸会議に出席し、意見を述べるができる。ただし議決権はない。

(監 事)

第17条 監事は、協会の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

2. 監事は、理事会、常務理事会、正副会長会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

第 4 章 会 議

(総 会)

第18条 定期総会は、毎年6月末までに会長がこれを招集し、議長となる。付議する議案は、総会前に通知するものとする。

2. 会長が必要と認めた時、または、会員の3分の1以上が会議の目的を示して請求があった時は、臨時総会を招集する。付議する議案は、臨時総会前に通知するものとする。
3. 会員は、総会において1票の議決権を有する。会員が総会において提案する議案は、総会開催1週間前に文書で本会に提出すること。
4. 総会は、会員の過半数をもって成立する。ただし、委任状提出も出席と認める。
5. 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを採決する。

(理事会)

第19条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。ただし、役員過半数が会議の目的を示して請求した時は、これを招集する。

2. 定例理事会を2月、5月、9月、12月に行うこと。その他、臨時理事会を招集することができる。
3. 理事会には、役員過半数の出席を必要とする。ただし、委任状を提出したものも出席とする。
4. 理事会の議事は、出席役員過半数をもって決し、賛否同数の時は、議長が決する。
5. 理事会の議事について利害関係のあるものは、その議決に加わることができない。

(常務理事会)

第20条 常務理事会は、理事長が招集し、議長となる。

2. 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長で構成し、本会の運営等を議論し、理事会に提案する。
3. 常務理事会の議事は、出席役員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを採決する。

(正副会長会)

第21条 正副会長会は、会長が招集し、議長となる。

2. 正副会長会は、会長、副会長、理事長で構成し、本会の方針等を議論し、理事会に提案する。

3. 正副会長会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを採決する。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 2 2 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日までとする。

(経 費)

第 2 3 条 本会の経費は次のもので支弁する。

- (1) 登録費収入
- (2) 補助金収入
- (3) 賛助金収入
- (4) 大会参加料収入
- (5) テニス教室収入
- (6) その他の収入

第 6 章 附 則

(規約の改正)

第 2 4 条 本会規約の変更は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得ることとする。

(細 則)

第 2 5 条 本会規約施行に必要な細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(変 更)

第 2 6 条 制定 1 9 7 2 年 4 月 1 日
改正 1 9 9 2 年 4 月 1 日
改正 2 0 0 6 年 4 月 1 日
改正 2 0 0 7 年 4 月 1 日
改正 2 0 1 0 年 6 月 1 2 日
改正 2 0 1 4 年 6 月 1 4 日
改正 2 0 1 9 年 6 月 8 日
改正 2 0 2 0 年 6 月 6 日
改正 2 0 2 4 年 6 月 1 日